

安全の手引き

令和5（2023）年9月
在青島日本国総領事館

【目次】

I はじめに：渡航前の心構え	
1. 日本とは違う社会制度であることを理解しましょう	1
2. 日中関係についての基礎知識を理解しましょう	1
3. 自身の身を守るために海外旅行保険に加入しましょう	1
4. 在留届及び「たびレジ」に登録しましょう	1
5. 「海外安全アプリ」もご活用ください	2
II 防犯の手引き	
1. 中国における犯罪について	2
2. 防犯のための措置	5
3. もしも犯罪、事故に巻き込まれてしまったら	6
4. テロ・誘拐対策	6
III 中国に滞在中の注意事項	
1. 日常生活の注意事項	7
2. 中国出入国時の注意事項	10
3. 各種感染症と大気汚染	12
IV 緊急事態対応	
1. 基本的心構え	14
2. 常日頃からの準備が重要です	14
3. 緊急事態が発生時の正確な情報の入手	14
4. 必要に応じ、総領事館に通報してください	15
5. 避難する必要があるときは？	15
IV 緊急連絡先	
1. 緊急連絡先一覧票	16
2. いざという時の中国語	19

I はじめに：渡航前の心構え

1 日本とは違う社会制度であることを理解しましょう

トラブルに巻き込まれた際の処理についても、処理の方法が違う場合が多く、日本と違うからといって不満を募らせるだけでは解決策が見いだせません。中国の社会制度や生活習慣を理解することが重要です。

2 日中関係についての基礎知識を理解しましょう

中国では、尖閣諸島を巡る問題などの日中関係や歴史問題等、対日感情を巡って注意が必要です。7月7日は盧溝橋事件、9月3日は中国政府が指定する「抗日戦争勝利記念日」、9月18日は柳条湖事件（満州事変）が起きた日等、日本との関係で歴史問題に焦点が当たりやすい日があることに注意をしてください。

3 自身の身を守るために海外旅行保険に加入しましょう

中国においては、医療機関を受診する際に高額な医療費が必要になる場合があるほか、日本への緊急移送が必要な場合には、数百万円を超える高額な費用が必要になることがあります。不測の事態が発生した場合に備え、海外旅行保険への加入をお願いします。クレジットカードには、海外旅行保険特約付のものもありますが、保険適用期間や疾病・事故等の原因によっては保険の適用にならない場合がありますので、クレジットカードの保険の内容についてはよく確認してください。

4 海外に3ヶ月以上滞在する方は「在留届」の提出を、3ヶ月未満の渡航を予定している方は「たびレジ」の登録をしましょう。

海外に3ヶ月以上滞在する方は、管轄の大使館または総領事館への在留届提出が、旅券法第16条で義務づけられています。在留届は事件や事故に遭った場合や緊急事態等に、必要に応じて緊急連絡先（関係者）への連絡を行うほか大使館や総領事館から各種の連絡（領事メール）を行う際にも使われます。在留届は、外務省「海外安全ホームページ」からオンライン登録することが可能です（「オンライン在留届」）。

また、3ヶ月未満の短期渡航を予定されている方（出張者、旅行者等）については、「たびレジ」の登録をお願い致します。

邦人の安否確認を速やかに行うためには、平時から、在留届の提出と「たびレジ」の登録及び変更があった場合の修正をしていただく必要があります。メールアドレス等、記載内容に間違いがないかよくご確認ください。在留届の登録内容に変更が生じた場合や帰国の場合は、「変更・帰国届」をオンライン提出するか当館までご提出ください。

【オンライン在留届及び「たびレジ」】

→<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

5 「海外安全アプリ」もご活用ください

スマートフォンの GPS 機能を利用して現在地及び周辺国・地域の海外安全情報を表示したり、任意の国・地域に対する海外安全情報が発出された場合にプッシュ通知で受信したりすることができる「海外安全アプリ」もご活用ください。

【海外安全アプリ】

→https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

II 防犯の手引き

(以下の事項に関しては、外務省海外安全 HP に掲載の「安全対策基礎データ」により詳しく事例を紹介しています。併せて参考にしてください。)

→https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_009.html

1 中国における犯罪について

中国の国土は広く、地域によっては情勢が異なる場合もあるので、滞在される地域の情報を入手するよう心がけてください。なお、新疆ウイグル自治区、チベット自治区には、危険情報【レベル1：十分注意してください】が出されています。両地域に渡航される場合には現地の治安情勢に特にご注意ください。

また、山東省で発生した事件・事故に関する情報をとりまとめた「安全対策情報」を3ヶ月毎に当館ホームページに掲載しておりますので、当地治安情勢把握の参考としてください。

【在青島日本国総領事館 HP：安全対策情報】

→https://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/anzentaisakujuhou.html

★邦人被害・トラブルの例

(1) 空港での被害（スリ、置き引き等）

→ 空港では、パスポートの出し入れが頻繁に行われることから、財布やパスポートの盗難被害に遭うこともあるので注意してください。また、両替や記念撮影をする場合も、置き引きに注意し、荷物は目の届くところに置き、貴重品は体から離さないようにしましょう。

(2) 配車アプリ、タクシー利用時の被害（ぼったくり、荷物の持ち去り等）

→ 2018年に、配車アプリを利用した乗客が殺害される事件が2件発生しました（被害者はいずれも若い中国人女性）。運転手に不審な動きがあった場合には、すぐに警察に通報してください。アプリ上で表示された車のナンバーと異なる車が来た場合

には、乗らないでください。

→ タクシーを利用する際に、遠回りされて、通常より高い料金を請求される等のぼったくり被害が発生しています。また、スーツケース等をトランクから出さないうちに、運転手が発車し荷物を持ち去られるケースも見られます。こうした被害から身を守るため、①乗車する前に、利用する車の外観を写真で撮る、②利用する車のナンバープレートや車種、運転手の名前を控えておく、③運転手の様子が不審な場合はその車に乗らない、④できる限り女性一人では乗らず、複数人で乗るようにする等の安全対策を講じるようにしましょう。

→ また、車内に旅券、携帯電話や財布を置き忘れるケースも散見されます。降車時には忘れ物がないか必ず確認し、万が一忘れ物をした時のために、領収書を必ず受け取ってください。領収書を受け取っておくと、車両が特定でき、紛失した物が戻ってくる可能性も高まります。

→ 空港や駅などにおいてタクシー乗り場以外の場所で、「タクシー」と言って目的地を聞いてくるケースや外観がタクシーではない車両が市中で乗客を呼び込もうとするケースがありますが、これらはいわゆる「白タク（黒車）」で、トラブルや犯罪に巻き込まれる恐れがありますので、絶対に利用しないでください。

(3) 街中等での盗難被害（すり、ひったくり、置き引き）

→ 街中の人混みなどで、すり、ひったくり等が発生しています。貴重品は分散して持ち、鞆は前に抱えるなどしましょう。ポケットのスマートフォンが狙われるケースもあるため人混みでは特に注意しましょう。また、置き引きを防ぐため、貴重品からは目を離さないようにする必要があります。

(4) ぼったくり「バー」、カラオケ、マッサージ等でのトラブル（「買春」は違法です。）

→ 繁華街の路上で、「客引き」についていったところ「バー」やカラオケ、マッサージ店などでぼったくり被害に遭い、数十万円の支払いを強要されるケースがあります。また、「日本語を勉強しているので教えてくれないか」などと片言の日本語で声をかけられ、一緒に入店した飲食店で高額な料金を請求される例もあります。怪しい誘いは、はっきりと断りましょう。

→ 表向きはカラオケ店やマッサージ店を謳う店舗の中には、買春行為を持ちかける店もありますが、買春は中国では違法であり、「治安管理处罰法」の適用を受けます。同法第66条によって、原則として10日以上15日以下の拘留に加え、5000元以下の罰金、情状が比較的軽いと判断された場合、5日以下の拘留または500元以下の罰金に処されます。右処分に伴って、国外退去となり数年間入国禁止が科されるケースもありますので、絶対に行かないでください。

(5) カードのスキミングと偽札被害

→ 銀行のキャッシュカードのスキミング、盗難クレジットカードの悪用等の被害が発生しています。キャッシュカードやクレジットカードを利用する時は、面前で決済

をする、暗証番号を他人にみられないようにする、決済金額を通知するショートメッセージサービス（短信通知）を利用し、不審な引き落としに対する予防策を講じる必要があります。

→ 偽札被害については、電子決済の普及により以前より減少傾向にありますが、商業施設内の ATM やタクシー内等での被害が過去に報告されています。現金を下ろす際は、銀行などに設置されている比較的信頼性が高い ATM を利用することをおすすめします。後日、ATM から引き出した現金の中に偽札が含まれていることが分かった場合、現金受領時に受け取った「取引明細書」とともに、ATM に掲示されている連絡先に通報してください。

→ タクシー降車時の料金支払いに際して、100元札を渡したところ、「これは偽札だ」と言って返され、その後その紙幣が偽札であると判明する事案が報告されています（すり替えられる偽札の大半が100元札です）。タクシーでの支払いに際しては、運転手に不審な動きがないか注視するとともに、できるだけ小額紙幣を準備したり、電子決済を利用したりするなど、トラブル回避に努めましょう。

(6) 詐欺

→ 様々な形での詐欺事件が発生しています。特に、携帯電話やインターネットを使用した「振り込め詐欺」が増えています。

検察院、法院（裁判所）や警察等の当局や、携帯電話会社、銀行、郵便局、ネットショッピングサイト等の様々な機関を名乗って、口座番号、暗証番号、生年月日等の個人情報聞き出す手口であり、年々巧妙化しています。殆どが「振り込め詐欺」と考えられますので、名指しで電話がかかっても、クレジットカードや銀行のキャッシュカードの番号及び暗証番号等は絶対に明かさず、相手にせずに電話を切りましょう。不安がある場合は自分が保持する正しい連絡先に自ら照会するか、公安局や最寄りの派出所に相談するなどの対応をしましょう。

2 防犯のための措置

住居及び職場の管理体制、警備体制を確認・点検し、また、警報装置、防火装置、非常階段等が備わっているか、これら装置の使い方を知っているかなど、常に防犯意識を高めることが重要です。

(1) 住居・ホテル

- ① 外出時はもちろんのこと、在宅時も必ず施錠する。
- ② 来訪者が誰であるか、目的は何かを確認するまでドアを開けない。
- ③ 夜間の外出時には、明かりの一部をつけたままにすることも効果的。
- ④ 使用人は信頼できる人を雇う。また、使用人を雇い替える時は、鍵の交換、増設を考える。
- ⑤ 家の戸締まりは使用人任せにせず、必ず自分で確認する。

- ⑥ 住まいの修理、工事にはできるだけ立ち会う。
- ⑦ 現金、貴重品は家の中の鍵のかかるところにしまう。
- ⑧ 鍵を紛失したらすぐに新しいものに取り替える。

(2) 外出時

- ① 外出の際は家族や友人等に行き先を知らせ、1人での行動はなるべく避ける。常に予め緊急連絡先を網羅した「緊急用連絡カード」を準備し、携行することが望ましい。
- ② 大金を持ち歩かない。また、多額の現金を持っていると見られないようにする。
- ③ かばん・バック類は抱えて持つなど、所持品はしっかり身につける。また、飲食店においては、所持品は常に目の届くところに置く、貴重品は必ず身につける。
- ④ 目を引く服装や高価なアクセサリーをつけての外出は控える。
- ⑤ 見知らぬ人から親しげに声をかけられても相手にしない。(ぼったくり、詐欺、不法行為の勧誘の可能性あり)
- ⑥ 運転手以外の人間が同乗しているタクシーに乗らない。また、タクシーに乗っていて、他の客を乗せようとしている運転手がいたら、断るか、下車する。タクシーの中では、所持品を手元から放さない。
- ⑦ 男女を問わず深夜の外出は控える。また、夜間外出するときは車両等を利用して移動する。
- ⑧ 車両乗車時は盗難や強盗防止のため、走行中でもドアをロックし、窓を閉める。運転手がいるのであれば、車内あるいは常に目の届く場所に待機させておく。また、車内に物を置いたままにしない。

3 もしも犯罪、事故に巻き込まれてしまったら

万が一強盗やひったくり、スリなどの被害に遭った場合、相手が凶器を所持している場合もあるので、身の安全を第一に考え、むやみに抵抗しないでください。

何らかの事故又は犯罪被害に遭った場合は、直ちに最寄りの派出所や公安局に届け出てください。交通事故の届出はもとより、各種犯罪被害の届出等は、あまり時間が経過していると、現場確認あるいは被害確認等が難しくなるため、事案の手がかりが減り、解決への道を狭めます。事故や犯罪に遭ったら、直ちに被害届を出しましょう。クレジットカード等の盗難の場合には、各発行会社のサービスセンターにもすぐに報告することが必要です。

パスポートを紛失等した場合には、最寄りの派出所、管轄の公安局出入境管理部門、大使館（総領事館）での手続きが必要となります。一連の手続きには約1週間、時にはそれ以上の日数が必要となることがあります（特に春節休暇（旧正月：年によって異なりますが1～2月頃）、国慶節休暇（10月初）は、中国側の公的機関も1週間の休日となり、通常以上の日数が必要となります）。すぐに出国ができないことから、十

分にご注意ください。

4 テロ・誘拐対策

(1) テロ対策

2001年9月の米国における同時多発テロ事件以降、世界各国でテロ対策が強化されているにもかかわらず、イスラム過激派によるテロの脅威は依然として高い状況にあります。中国国内では、テロ事件は主として新疆ウイグル自治区で発生しているとされていますが、同自治区以外でも、無差別殺傷事案等が発生しています。平素から最悪の事態を想定して、関連情報の入手や備蓄、避難準備などの対策を講じておくことが大事です。

襲撃・テロに遭遇した場合の行動原則は、「伏せる、逃げる、隠れる」です。銃声や爆発音を聞いたならその場で「伏せる」、周囲の状況を確認し「逃げる」のか「隠れる」のかを判断します。

【主な対策】

- ① 在留届（又は「たびレジ」）、変更届、帰国届の提出。
- ② 備蓄・携行品の準備（家族が2週間程度生活できる食料品、飲料水、医薬品、衣類、燃料他）
- ③ 携帯電話、乾電池式短波ラジオの所持
- ④ 旅券の保管（コピーがあると便利）、公的な身分証の携帯
- ⑤ 現金（家族が2週間程度生活できる額を別途に準備）、クレジットカードの準備
- ⑥ 情報入手手段・緊急連絡手段の確認（社内で緊急連絡網を構築、領事メールの受信確認、情報入手手段を確認）

(2) 誘拐対策

誘拐被害の背景として何らかのトラブルが原因となるケースが多いと言われています。また、華やかな生活等で狙われるほか、単なる恨みやいさかいから誘拐され重大事件（殺人）となった事例もあります。

トラブルは解決し、誘拐等の懸念を排除しておくことが大事であるとともに、「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」という安全のための三原則を守る習慣を身に付ける必要があります。

(3) 誘拐・襲撃・テロなどの発生を確認した場合の対応

誘拐・襲撃・テロに遭遇したことが判明した場合、緊急連絡網にそって直ちに所属企業の本社、総領事館（又は大使館）に第一報を行います。第一報は迅速に発生の実事のみで十分であり、詳細の報告は不要です。できるだけ早く伝えることが重要になります。その後、できる限り多くの情報を入手し、逐次本社に報告を行います。本社側では、現地より第一報を受けたら、外務省領事局邦人テロ対策室に第一報を入れます。

現地・本社ともに情報の管理を徹底します。プレス対応は基本的に本社で一本化し、事件対応に障害を生じないように一般職員にはかん口令をしきます。

Ⅲ. 中国に滞在中の注意事項

1 日常生活の注意事項

日本と同様の感覚で滞在し、思わぬトラブルに巻き込まれることもあります。以下の点に注意しましょう。

(1) パスポートの携帯義務があります（出入境管理法）

中国に滞在する16歳以上の全ての外国人は必ずパスポートを携帯し、警察官の検査に備えなければなりません（同法第38条）。違反に対しては警告、500元以下の罰金、情状が重い場合、限期出境（期限付きで出国させる処罰）を併科するとされています（同法第76条）。紛失、盗難には注意しつつパスポートを携帯してください。

(2) 中国では宿泊登記が必要です（出入境管理法）

中国に滞在する外国人がホテル等に宿泊する際にはパスポートを提示した上で宿泊登記をしなければなりません（同法第39条第1項）。外国人が宿泊できるホテルの場合は、チェックインと同時にホテル側が公安当局に提出していますが、友人宅や会社社宅などに宿泊する場合には管轄する派出所に到着後24時間以内に届け出なければなりません（同法第39条第2項）。届出がない場合には、最高2000元の罰金が科せられる規定があります（同法第76条第1項第6号）。

なお、個人でアパート等の長期賃貸契約を結ぶ場合等では、管轄する派出所に対して自ら宿泊登記を行う必要がありますので、ご注意ください。

(3) 中国には旅行制限等（未開放地区）があります

中国には、外国人が特段の許可を取ることなく自由に行くことができる「開放地区」と制限区域に該当する「未開放地区」（立入禁止区域）があります。かつては多くの場所が未開放地区でしたが、最近では市や県といった行政区単位で丸ごと「未開放地区」である場所はほとんどなくなりました。しかし、まだごく一部地域で「未開放地区」が設けられており、そのリストは公開されていません。

したがって、外国人がほとんど訪問することのない地域を訪れる場合には、同地が「未開放地区」に該当しないか、事前に旅行会社に確認してください。

「未開放地区」には指定されていませんが、チベット自治区への入域に際しては、「入蔵証（チベット入境証）」を事前に取得する必要があります。こうした手続きについては、旅行会社に問い合わせてください。

(4) 軍事関係施設等への立ち入り、写真撮影や、無許可測量等が禁止されています

最近中国では、国家安全法、反スパイ法等「国家安全」に関する立法が強化されて

おり、国家安全に危害を与えるとされる行為は厳しく取り締まる傾向にありますので、疑われないよう注意することが必要です。特に軍事施設等（軍事禁区、軍事管理区）は許可なく立ち入ることが禁止されており、軍事関係の施設・設備は写真撮影・スケッチが禁止されています。

また、GPS など観測機器の外国人の無許可使用は中国の測量に係る法令（測絵法）違反となり、逮捕される可能性があります。その他、統計法では外国人による無許可の統計調査が禁止されており、学術的なサンプル調査（アンケート用紙配布等）を実施する場合等でも、調査行為として法律に抵触することもあります。

（５）日本とは違う交通ルールと交通事情に注意しましょう

中国では、交通事故が多発しています。右側通行や赤信号時の右折可など、日本と交通規則が異なる上、車の信号無視、歩行者や自転車の無理な横断、小型二輪車や電動自転車等の歩行者付近での走行、整備不良車両の運行、速度超過や無理な追い越し、突然の停車など、交通マナー上の問題がみられ、いつ交通事故に巻き込まれてもおかしくない状況といえます。歩行中や横断中は左右後方から近づいてくる車両に十分注意し、自己防衛に努める必要があります。

万が一交通事故に巻き込まれてしまった際には、交通警察（122）に通報してください。

電動自転車については、事故を起こした後そのまま逃走する、保険未加入で賠償を求めることが困難である場合が多いため、特に注意が必要です。交通事故の被害に遭った場合に備え、海外旅行損害保険には必ず加入するようにしてください。

（６）賭博は違法です（治安管理处罰法）

近年、中国国内でいわゆる「不法パチスロ店」で客を含む関係者が処罰される事例が発生しています。賭博行為に関し違反した場合は、5日以下の拘留又は500元以下の罰金、情状が重い場合には10日以上15日以下の拘留に処し、500元以上3,000元以下の罰金を併科する旨を規定しています（同法第70条）。国外退去処分、一定期間の再入国禁止措置が付される可能性もあります。違法行為は厳に慎むようにしてください。

（７）企業経営や労使関係に関するトラブル

企業経営や労使関係に関するトラブルについての相談も多く寄せられています。例えば、事業再編に伴う従業員に対する経済保障金の支払い等に係る労使間のトラブル、解雇した従業員に逆恨みされて暴行を受けたり脅迫されたりする事案や、取引先企業との間で支払いを巡るトラブルが発生し、従業員等により軟禁される事案も発生しています。こうしたトラブルは民事事件であるとして、公安が刑事事件としてなかなか取り合ってくれないといった相談もあります。

公安に刑事事件として取り上げてもらうためには、相手の違法行為をビデオで撮影するなどして客観的な証拠を提出する必要がある場合もあります。また、相手側へ安

易に妥協案を提示したり、雇用契約に矛盾する条件を示したりすることは、かえって足元を見られ、事態を複雑化させてしまうなど、得策と言えない場合が多いようです。いずれにしても、平素から地元政府関係当局と良好な関係を構築しておくとともに、トラブル発生の際には政府関係当局や弁護士ともよく相談して対応策を講じることが、事態の早期収拾に繋がります。

(8) 政治活動、宗教活動について

外国人の政治活動（集会、行進、示威、署名集め、印刷物配布等）は禁止されています。単にビラを配布しただけでも、その記載内容によっては、違法と認定され、処罰されることもあります。

外国人の宗教活動は厳しく制限されています。例えば、外国人は、中国国内の寺院、教会等の宗教活動を許された場所以外では宗教活動に参加できません。また、「信教の自由」は認められているものの、宗教組織等の設立、組織化及び布教、宣伝活動は認められていません。

(9) 複雑な対日感情に注意しましょう

過去の歴史的経緯にかんがみ、中国人の中には日本人に複雑な感情を抱く人がいることを常に念頭におき、慎重に行動する必要があります。特に歴史的事件が発生した日には反日感情が表面化する傾向が強いので、思わぬトラブルに巻き込まれることがないように注意してください。

※対日感情の関係で、注意を要する主な日は以下の通りです。

5月3日（1928年） 済南事件

5月4日（1919年） 5・4運動（反帝国主義、反封建主義運動）

6月5日（1941年） 重慶爆撃

7月7日（1937年） 盧溝橋事件

8月15日（1945年） 終戦記念日

9月3日（1945年） 「抗日戦争勝利記念日」

9月18日（1931年） 満州事変（柳条湖事件）

12月13日（1937年） 南京入城（中国では「南京大虐殺犠牲者国家追悼日」とされている）」

2 中国出入国時の注意事項

(1) 新型コロナウイルス感染症に伴う渡航制限措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、一般旅券を所持する日本国民に対する中国滞在15日（入国日を含む）までの査証免除措置については、2020年3月31日から暫定的に停止されています。

(2) 外国人居留許可、オーバーステイには注意してください (出入国管理法)

就労等長期滞在のためのビザで入国した場合には、入国後30日以内に居住地の公安局に申請し、「外国人居留許可」を取得しなければなりません。入国時に使用したビザは、中国での長期滞在を許可するものではありません。

また、滞在期限を過ぎてからの期間延長（ビザ、居留許可の延長）は困難なばかりでなく、滞在期間超過として罰金（1日500元、上限1万元）、悪質と判断された場合は、拘留、強制退去、最長10年の再入国の制限（同法第81条）が科されることがあります。自身の有する滞在資格、滞在可能な期間は、しっかりと確認しておくことが必要です。また、滞在期間の延長は申請すれば必ず認められる訳ではないので、注意してください。

(3) 不法就労は絶対にしないでください

中国で就労するためには、それに応じた「居留許可証」及び「就業許可」を取得しなければいけません。訪問ビザ（Fビザ、Mビザ）、家族滞在ビザ（Sビザ）等での就労は認められていません。留学生がアルバイトする場合は公安局への申請が必要で、許可を得ていなければ不法就労にあたります。不法就労した場合は、最高20,000元の罰金及び15日以下の拘留処分が科され、悪質な場合は国外退去処分とされることもあります。

(4) 出入国時の持ち出し・持ち込み制限に注意してください

中国への外貨持込及び持出しは細かい規則があります（携帯外貨現金出入境管理暫行弁法）。

① 5千米ドル相当を超える外貨（円やドルなど）を持ち込む場合は、税関に対して書面で申告が必要です（同法第3条）。

② 5千米ドル相当額以内の金額を携帯し出国する者は「携帯外匯出境許可証（以下許可証）」を申請・受領する必要はなく、税関通過を許可されています（同法第5条第一項）。

③ 5千米ドル相当を超え1万米ドル以内の金額を携帯し出国する場合は、預金銀行での許可証の取得が必要です（同法第5条第二項）。

④ 1万米ドル相当を超える金額を携帯し出国する場合は、外貨管理局の許可を受けた上で、預金銀行での許可証の取得が必要です（同法第5条第二項）。

人民元については持ち込み、持ち出しともに2万元までに制限されています。帰国の際に残った人民元を外貨へ換金する場合は、外貨から人民元へ換金した際の換金証明書「兌換水単」が必要になる場合がありますので、保管しておきましょう。過去には無申告で外貨を持ち出そうとして、税関に摘発され多額の罰金を科された事例もあります。

武器、中国の政治・経済・文化・道徳に有害な印刷物やフィルム（ポルノ含む）等及び麻薬類等や希少動物製品（特に象牙製品）は持ち込み禁止で、密輸には死刑・懲

役刑を含む重罰が科せられます。

上記に加え、貴重文物（文化財、古美術、骨董品類）、絶滅に瀕する貴重動植物（標本を含む）及びその種子・繁殖材料等は持ち出し禁止です。禁止品を許可なく国外に持ち出すと、処罰（懲役刑、罰金等）の対象となります。古美術・骨董品等の文物を購入する場合には、海外への持ち出しが可能であることを証明する文書等を購入先から受け取っておく必要があります。

特に規制薬物（覚せい剤、ヘロイン、大麻、LSD等）の密輸出入は重罪です。薬物の製造、所持、運搬、譲渡、輸出入等に対しては、死刑や無期懲役を含む極めて重い刑が規定されています。使用については、15日以下の拘留又は2千元以下の罰金（又は併科）となっていますが、使用に伴う所持や譲渡と併せて立件された場合、死刑を含めた極めて重い刑に処せられています。薬物の使用や売買、輸送に関わらないのは当然ですが、「運び屋」として利用されないよう、空港などにおいては他人の荷物は絶対に預からない、知らない間に手荷物に薬物などを入れられたりしないなど、荷物の自己管理を徹底する必要があります。

(5) 出国制限（出入国管理法）

中国では民事・経済紛争に絡んで民事訴訟を提起されたりすると、その訴訟が結審するまで、あるいは判決で命じられた支払いや行為が完了するまでの間、法院（裁判所）より出国禁止措置がとられることがあります（同法第28条）。その際、場合によってはパスポートを差し押さえられることもあります。

この制度は、日本の国内法にはない制度ですので、例えば中国でビジネスを展開する上で訴訟案件等が生じた場合は、専門家や弁護士などから法的なアドバイスを受け対応する必要もあります。

3 各種感染症と大気汚染

(1) 各種感染症

① 新型コロナウイルス感染症

中国国内においては、厳しい移動制限や防疫措置等が撤廃されたものの、万が一感染した場合は、重篤化するおそれもあることから、油断せず引き続き感染予防に努める必要があります。新型コロナウイルス感染症の予防には、マスクの着用、手洗いや手指の消毒、身体的距離の確保等が有効です。流行状況に応じて「3密（密集、密接、密閉）」を避けるなど、適切な感染予防対策を取ってください。

② 肝炎

肝炎ウイルスにはA型、B型、C型、D型、E型など多くの型がありますが、主に問題になるのは、汚染された水や野菜、生牡蠣などの食物を介して経口的に感染するA型・E型肝炎と、血液や体液を介して感染するB型・C型肝炎です。A・E型の肝炎は主に衛生状態の良くない地方で流行することが多く、特に中国南部ではE型の発生が多く、

妊婦がこれに感染すると重症化することがしばしばあるため、飲食物の衛生には注意が必要です。

B・C型肝炎は輸血や不特定者との性的交渉を避けることにより感染の危険性を大きく低減させることができます。また、A型やB型肝炎にはワクチンがありますので、予防接種をお勧めします。

中国では急性ウイルス性肝炎は伝染病として扱われるため、発病が判明すると隔離入院となることがあり、これらの施設は日本人を含め外国人には快適とは言い難い入院環境であることが多いというのも大きな理由です。日本製の一般的なワクチンはいずれも3回接種が多く、接種終了までに約半年かかるため、事前の計画が必要です。また、小児にはA型ワクチンは必ずしも必要ないという意見もありますので、事前に接種担当医にご相談ください。

③ 狂犬病

中国全土で未だに多数の感染例があり、山東省の発表によれば、2021年は11月までに省内で1人狂犬病による死亡者が発生しております。

狂犬病は一旦発症すれば効果的な治療法はなく、ほぼ100%の方が亡くなる恐ろしい病気です。このウイルスは犬に限らず、すべての哺乳類に感染することが知られており、また飼い犬であってもワクチン接種されているとは限らないため、街中で動物に手を出さないようにしてください。

咬まれなくても、引っかかれたり、傷のある皮膚をなめられたりすることでも感染する可能性があります。狂犬病にかかっているおそれのある動物に咬まれたりしてしまった場合、発症を防ぐために暴露後ワクチン接種をしなければなりませんので、必ず直ちに医療機関を受診してください。(破傷風トキソイドを未接種の方は狂犬病ワクチンの接種とともに、破傷風トキソイドの接種も必ず受けてください)。また、現地医療機関での受診の有無にかかわらず、帰国時に検疫所(健康相談室)にご相談ください。

④ 鳥インフルエンザ

中国では2013年3月より、H7N9型鳥インフルエンザの感染者が確認されており、死亡者も発生しています。

H7N9型鳥インフルエンザは現在まで明らかな人間同士の感染拡大は認められていませんが、鳥からヒトへの感染例は発生しており、今後、ヒト-ヒト感染が成立するような新型インフルエンザになることもありえるため最も注意すべき感染症の一つと言えます。また、その他の型の鳥インフルエンザの発生もあり、それらに対しても引き続き十分注意が必要です。現段階では、予防と流行時の準備が最も重要で、最新の情報を参考に予防に努め、また、万一の事態に備えてください。

また、中国では感染の疑いがある場合、又は感染者と接触がある場合、強制的に隔離されたり外出や出勤などの生活が制限されたりする場合もあるのでそのような事態に対しても注意が必要です。

(2) 大気汚染

中国では例年、冬期を中心に各地で深刻な大気汚染が発生しています。山東省では、近年改善傾向にありますが、各地でAQI指数が200以上（重度の汚染）となる日がたびたび記録されています。また、天候や風向きなどの条件により、同じ都市で数日間、程度の重い汚染が続くことがあります。

大気汚染で特に問題となっているのは「粒子状物質（PM10, PM2.5）」です。粒子状物質は、PM10（直径10ミクロン以下）、さらにはPM2.5（直径2.5ミクロン以下）と粒子の直径が小さくなるほど肺の奥、さらには血管へと侵入し易くなり、体への影響が懸念されています。特に現在問題になっている「PM2.5」は直径が人の髪の毛の約40分の1という微粒子で、肺の奥、さらには血管内まで侵入し、ぜんそく・気管支炎、肺がんや心臓疾患などを発症・悪化させ死亡リスクも増加させるといわれています。高齢者や子供、肺・心臓に疾患のある方は、大気汚染に対してより高いリスクを有するため特に注意が必要です。

中国の大気汚染指数（AQI）は、一般的な天気予報で簡単に確認することができます。汚染の激しい日（環境省暫定指針：70 μ g/m³以上、米国の大気汚染指数（AQI）150強、中国の大気汚染指数（AQI）100弱に相当）は外出や屋外での運動をできるだけ減らす、外出する場合はPM2.5対応マスクを着用する、室内には空気清浄機を設置し、加湿器などを用いて湿度を適正に保つ、ドアや窓を閉めて風が通る隙間も塞ぐなどの対策で汚染から身を守りましょう。

Ⅲ 緊急事態対応

1 基本的心構え

緊急事態は不特定多数の人々が巻き込まれる大規模な災害、事件、事故、各種デモ（反日デモを含む）テロ、及び感染症（新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）の発生などのように、予測が困難で突発的に発生し、解決に一定の時間を要したりするような深刻な事態をいいます。

このような事態になった場合、または発生するおそれがある場合には、まず正確な情報を入手して状況を正しく把握するとともに、平静を保ち、デマに惑わされたり、群集心理に巻き込まれないようにしたりすることが重要です。

2 常日頃からの準備が重要です

当館からの連絡が確実に入手できるよう、長期滞在の方は在留届の登録を、短期の旅行を予定されている方は「たびレジ」登録を励行するとともに、緊急事態の発生時に連絡できるよう旅行日程、連絡先を日本のご家族等に必ず残してください。

会社などにおいては、緊急事態発生を想定したマニュアルの作成をおすすめします。もちろん緊急事態の様態や状況によって異なりますが、連絡先、集合場所、空港への交通手段確保の方法等を決めておくことと緊急事態が発生した場合でも慌てることなく冷静に対応できます。

災害発生時や感染症等の流行時には、各種の行動が制限され、長期にわたる外出制限や交通機関や医療機関、商店を含めて社会的機能が混乱することが予想されるため、米や水、インスタントラーメンなどの食料品類、マスクや常備薬などの日用品・医薬品類、その他防災用グッズとして必要と考えられるものを、最低2週間分備蓄しておくことが望ましいとされています。一般的に1日に必要な飲料水は3リットルとされています。

3 緊急事態が発生した場合は、まずは正確な情報の入手に努めましょう

当館では、緊急事態が発生した場合、各種緊急情報を発信するなど、在留邦人の安否を確認し、支援を必要とされる在留邦人の方々への対応を行います。具体的には以下の手段で在留邦人の皆様にお伝えしています。下記に加え、日本の報道機関にも依頼し、関連情報を広くお伝えできるようにするので、テレビやインターネット等を通じて、報道にも注意してください。

- 一斉通報メール（領事メール）によるメール送信
- 当館ホームページへの掲載
- 在留届で登録された連絡先への個別連絡
- 各地日本人会や日本人学校等の連絡網を通じた伝達

4 必要に応じ、総領事館に通報してください

現場の状況のうち通報する必要があると思われるものは、自身の安全確保に注意し、総領事館、各地の日本人会等に連絡してください。

自己または他の邦人の生命、身体、財産に危害がおよぶおそれがあるときは、公安に通報し、救護を求める等適切な措置をとるとともに、迅速かつ詳細にその状況を総領事館に通報してください。

5 避難する必要があるときは？

緊急事態が発生した場合、情勢によっては、自宅に残り戸締まりをきちんとしている方が安全であることもありうるので、軽はずみな行動は慎みましょう。

総領事館（大使館）から、退去あるいは引き揚げの勧奨があった場合には、帰国の是非を検討してください。

事態が逼迫して、総領事館（大使館）より引き揚げまたは避難のための集結を指示された場合は、速やかに指示のあった最寄りの場所に集結しましょう。

IV 緊急連絡先

1 緊急連絡先一覧表

(1) 在中国大使館・総領事館

○在青島日本国総領事館 0532-8090-0001 (代表)

青島市市南区香港中路59号 国際金融中心45階

管轄：山東省

○在中国日本国大使館 010-8531-9800 (代表)

010-6532-5964 (邦人保護)

管轄：北京市、天津市、陝西省、山西省、甘肅省、河南省、河北省、湖北省、湖南省、青海省、新疆ウイグル自治区、寧夏回族自治区、チベット自治区、内
蒙古自治区

○在上海日本国総領事館 021-5257-4766 (代表)

管轄：上海市・安徽省・浙江省・江蘇省・江西省

○在広州日本国総領事館 020-8334-3009 (代表)

管轄：広東省・海南省・福建省・広西チワン族自治区

○在瀋陽日本国総領事館 024-2322-7490 (代表)

管轄：遼寧省・吉林省・黒竜江省

○在大連領事事務所 0411-8370-4077 (代表)

管轄：大連市

○在重慶日本国総領事館 023-6373-3585 (代表)

管轄：重慶市・四川省・貴州省・雲南省

○在香港日本国総領事館 +852-2522-1184 (代表)

管轄：香港特別行政区・マカオ特別行政区

(2) 警察 110 (公安局通報センター)

(3) 交通事故、道路状況 122 (公安局交通管理部門)

(4) 救急車 (有料) 120

(5) 消防 119

(6) 山東省各市出入境管理局

山東省公安厅出入境管理局 0531-8512-3158

青島市 0532-6657-3250

済南市 0531-8508-1068

煙台市 0535-629-7046

0535-629-7050

威海市 0631-519-2258

- 青島トラストアシスタントサービス
（サービス対象地域：山東省を含む中国全域）
0532-8588-3999
400-618-0696
- 湛山国際医療センター
（サービス対象地域：青島市内のみ）
0532-8580-0740
183-6393-0485

(9) 空港

- 青島空港 0532-96567
- 済南空港 0531-96888
- 煙台空港 0535-629-9999
- 威海空港 0631-864-1172

(10) 交通機関

- 全日空（ANA） 400-882-8888
- 中国東方航空青島支店・上海航空青島支店（共通）
0532-8307-0535
95530
- 山東航空青島支店 0532-8575-5657

(11) 外務省

- 外務省 03-3580-3311（代表）
- 外務省海外邦人安全課 03-5501-8160（直通）
- 外務省邦人テロ対策室 03-5501-8165（直通）

【山東省各市出入境管理局連絡先リスト】

https://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000743.html

【山東省内医療機関リスト】

https://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000128.html

【翻訳・通訳会社リスト（青島）】

https://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000125.html

【日本語ができる弁護士リスト（青島）】

https://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000129.html

2 いざという時の中国語 (下線に漢字を書いて相手にその文章を見せてください)

(日本語) 私は日本人です。_____といます。

(中国語) 我是日本人，我叫_____。

(日本語) 私は_____に泊まっています。

(中国語) 我住在_____。

(日本語) 私を_____まで連れて行ってください。

(中国語) 请送我到_____。

(日本語) _____(電話番号)まで電話をかけてください。

(中国語) 请拨打电话_____ (電話番号)_____。

(日本語) 警察 (救急車/消防車) を呼んでください。

(中国語) 请叫警察 (救护车/救火车)。

(日本語) 病院に連れて行ってください。

(中国語) 请带我去医院。

(日本語) 財布 (パスポート) を盗まれて、公安局に届けたいのですが。

(中国語) wǒ bǎ qiánbāo hùzhào bèitōule yào qù gōngān jú bàodàn
我把钱包 (护照) 被偷了, 要去公安局报案。

(日本語) お金がありません、貸してもらえませんか。

(中国語) wǒ méiyǒuqián kěyǐ jiègěi wǒ yìxiēqiánma
我没有钱, 可以借给我一些钱吗?

(日本語) けが人がいます。

(中国語) yǒushòushāngd erén
有受伤的人。

(日本語) 火事だ、逃げろ!

(中国語) zháohuǒle kuàipǎo
着火了, 快跑!

(日本語) 部屋にまだ人がいます。

(中国語) wū lǐ háiyǒurén
屋里还有人。

(日本語) 助けて! 早く来て!

(中国語) jiùmìng qǐng mǎ shàng lái
救命! 请马上来!